

平成 26 年 9 月 17 日（水曜日）

第 9 回南三陸町議会定例会会議録

（第 6 日目）

平成26年9月17日（水曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町	長	遠藤 健治 君

会 計 管 理 者	佐 藤 秀 一 君
総 務 課 長	三 浦 清 隆 君
企 画 課 長	阿 部 俊 光 君
町 民 税 務 課 長	佐 藤 和 則 君
保 健 福 祉 課 長	最 知 明 広 君
環 境 対 策 課 長	小 山 雅 彦 君
産 業 振 興 課 長	高 橋 一 清 君
産 業 振 興 課 参 事 (農 林 行 政 担 当)	阿 部 明 広 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建 設 課 技 術 参 事 (魚 集 事 業 担 当)	宮 里 憲 一 君
危 機 管 理 課 長	佐 藤 孝 志 君
復 興 事 業 推 進 課 長	及 川 明 君
復 興 用 地 課 長	仲 村 孝 二 君
復 興 市 街 地 整 備 課 長	沼 澤 広 信 君
上 下 水 道 事 業 所 長	羽 生 芳 文 君
総 合 支 所 長 兼 地 域 生 活 課 長	佐 藤 広 志 君
公 立 志 津 川 病 院 事 務 長	佐々木 三 郎 君
総 務 課 長 補 佐	三 浦 浩 君
総 務 課 財 政 係 長	佐々木 一 之 君

教育委員会部局

教 育 長	佐 藤 達 朗 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 通 君
生 涯 学 習 課 長	及 川 庄 弥 君

監査委員会部局

代 表 監 査 委 員	首 藤 勝 助 君
事 務 局 長	芳 賀 俊 幸 君

選挙管理委員会部局

書 記 長	三 浦 清 隆 君
-------	-----------

農業委員会部局

事務局長 阿部 明 広 君

事務局職員出席者

事務局長 芳 賀 俊 幸

主幹兼総務係長 三 浦 勝 美
兼議事調査係長

議事日程 第6号

平成26年9月17日(水曜日) 午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認定第 1号 平成25年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認定第 2号 平成25年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認定第 3号 平成25年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認定第 4号 平成25年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認定第 5号 平成25年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認定第 6号 平成25年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認定第 7号 平成25年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認定第 8号 平成25年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認定第 9号 平成25年度南三陸町水道事業会計決算の認定について
- 第11 認定第10号 平成25年度南三陸町病院事業会計決算の認定について
- 第12 認定第11号 平成25年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定に

ついて

本日の会議に付した事件
日程第 1 から日程第 1 2 まで

午前10時00分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

定例会、きょうで6日目となりました。本日もよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、12番西條栄福君、13番後藤清喜君を指名いたします。よろしく願いいたします。

ここで、産業振興課参事より発言の申し出があり、これを許可します。産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿部明広君） おはようございます。

きのうちょっと質問があったんですけども、保留にしていた分できょう資料配らせていただきました。若干説明させていただきたいので、よろしく願いしたいと思います。

特別導入事業の基金の運営状況ということでございますが、合併後の状況を載せてございます。この事業は昭和54年に特別導入事業、高齢者等特別導入事業ということで始まったんですけども、その後名称が特別事業というふうに改正になりました。現在の基金残高なんですけれども、現金とそれから貸付金合わせまして1,800万ほどになってございます。年末のその貸付金が現在のところ6棟あるというようなことでございます。

基金の動きといいますか、その貸付金の動きなんですけれども、これまで5年で返してもらうような形になるんですけども、返してもらった部分が30棟、それが農家のほうに行ったというふうな形になります。

18年度以降なんですけれども、国庫返納金という米印のところがあるんですけども、こちら国庫補助事業で回収されたんですけども、この事業は国庫補助事業中止ということでその分国庫が入っていた部分を返納されるごとに国のほうにお返ししたということで、その額が700万ほどになっております。現在は県分とそれから町分のお金で造成されているというふうな形でございます。平成21年と23年にそれぞれ基金を積み増ししているというふうな形でございます。今年度で合併から8年目になりますけれども、このような状況になっていると

いうふうなことでございます。

簡単ではございますけれども、以上説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人議員、よろしいでしょうか。はい。

-
- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 2 | 認定第 1 号 | 平成 2 5 年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 認定第 2 号 | 平成 2 5 年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 認定第 3 号 | 平成 2 5 年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 認定第 4 号 | 平成 2 5 年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 認定第 5 号 | 平成 2 5 年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 認定第 6 号 | 平成 2 5 年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | 認定第 7 号 | 平成 2 5 年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 認定第 8 号 | 平成 2 5 年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 0 | 認定第 9 号 | 平成 2 5 年度南三陸町水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 1 1 | 認定第 1 0 号 | 平成 2 5 年度南三陸町病院事業会計決算の認定について |
| 日程第 1 2 | 認定第 1 1 号 | 平成 2 5 年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定について |

○議長（星 喜美男君） それでは、きのうに引き続き、日程第 2、認定第 1 号平成25年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第12、認定第11号平成25年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてまでを一括議題といたします。

総括的な質疑が途中でありますので、質疑を続行いたします。16番山内孝樹君。15番。

○15番（山内孝樹君） 15番、山内です。改めまして15番です。

昨日に続きまして、この各種概要、決算の概要説明ということで町長から朗読説明をしてい

ただきましたが、私も1点ほどこの中で伺いをしたい点がございます。

3ページになりますが、まず初めに、安心して暮らし続けられるまちづくりの推進についての中に出てまいります、3ページの中段、町民の健康と生命を守るとりでありますこの病院について記されておりますが、この南三陸町病院の基本計画策定委員会の中での検討を踏まえてということで、平成27年度にこの新病院の開業・開院を待つばかりとなりました。大変喜ばしいこととございます。きのうも救急病院としての機能を堅持しということで書き記されておりますが、この病院の透析の患者さんの件であります。決算のこの報告というものは結果の報告でありまして、私もこの決算期を迎えるに至るまでの町長がこれまで力強く透析患者のその要望等を、陳情書等も議会等で採決をしておりますが、開設に至ってこの医師の招聘、力強く申し述べられておりました。この決算期を迎えるに当たりまして、この医師の招聘、特に透析患者に当たっての医師の招聘はどうなっておるのか。

この新病院におかれましては、診療10科ですか。そして、90床の態勢で開業・開院するということとありますが、昨年2月に透析患者4名の方が陳情書を今申し上げたとおり提出をされました。その際に、その後ですか、この4名の方のお一方が病気を伴ってお亡くなりになっております。震災後は全く町外の病院に通わざるを得ない状況が現在も続いているわけとございますが、この透析患者に当たっての医師の招聘、どのようにこの決算期を迎えるに至るまで、町長力強くおっしゃいましたこの医師の招聘を取り進められてこられたか、取り組んでこられたかを、私この1点のみを伺いたいと思います。

まず、町長に申し述べておきますが、私、再質問はいたしません。お答えは十分値するその答弁が返ってこられるかこのように確信をしておりますので、ご答弁、詳細なるご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 透析の先生の招聘の問題でございますが、これまでもいろいろチャンネルを使ってやってまいりました。しかしながら、なかなか結果として厳しい状況にあるということについては間違いない状況でございます。

実は、きのうの夕方、夜にかけてなんです、病院の、前にちょっとお話ししましたが、来週の22日に東北大学病院のほうで、東北大の下瀬川院長さんを初め重鎮の方々がお集まりになった場所で、当病院のプレゼンテーションを行うということになってございます。そこできのうその打ち合わせを病院の医局のほうと一緒にやったんですが、そのときに当院として必要不可欠な、いわゆる欠くべからざる診療科ということで、2つを強力に要望しよ

うということで話をしました。1つが、今言ったように透析の先生の問題です。それともう1つは、今週1、週2かな、週2で来ている整形外科の先生、高齢の方が多い町でございますので、整形に依存する方々が非常に多いということがございますので、整形と透析の先生、これを何とか新病院の開設に向けて派遣をお願いしたいということで、22日の日にプレゼンテーションをさせていただくということになりました。その席で私もきのう会議の中で院長がプレゼンしますので、院長にはくれぐれもその透析の問題、それから整形の問題、この2つについては町として絶対必要だということを強力に発言をしてくれということでお願いをさせていただきましたので、いずれ我々の思いといたしますか、考えといたしますか、それは東北大学にこれまでも伝えてきた経緯があるわけでございますが、いずれプレゼンの中でもう一度改めてはっきりと町としての考え方ということを申し述べさせていただきたい。そういう機会をありますので、そこをひとつ我々としても期待をしたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございます。7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） おはようございます。総括的質疑というようなことでお聞きしたいと思います。

25年度決算概要の説明ございました。19億5,000万余りのとおりとなったということでございます。決算を予算と比較するに当たりまして、計画である予算と実績である決算は必ずしも一致しないということは重々承知をしておりますが、この積み上げた各種事業を実施計画に対する予算の執行というものは適正であったのかどうか。また、これを最小の経費で最大の効果を生むとされておりますが、町長はそのように理解されているのかどうかですね。

企業決算での黒字であれば、大いに喜ばれるところでありますが、我々公共団体として、しかもほとんどが復興予算の中で、黒字というとおりになるということは、事業の縮小、住民サービスの低下ではないのかと解する町民も少なくないと思われませんが、そのことについて町長はどのように考えているか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回の決算、実質収支額で19億余りということになります。これはまさしく未執行はございませんので、ある意味町としての適正な執行を行ったというふうに認識をいたしてございますし、ある意味最小の予算で最大の効果ということでの意識を持ちながら、この1年間走ってきたということになりますので、今高橋議員からご指摘の分については私どもとして精いっぱいこれまで取り組んできたというふうに認識をいたしてございます。

不用額が基本的に住民サービスの低下につながったかということではありますが、決してそういうことではないというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 今、次にその不用額をお聞きしようかなと思ったんでありますが、この予算に対して多額の収入未済あるいは不用額を生じておるわけですが、この理由ということをお聞きしたかったわけですが、これは見積りの過大であったのかなと、そのようにも捉えることができるわけですが、そういうことで復興事業のおくれにつながらないのかなとそう考えておったわけですが、その点はどのように考えておりますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 具体の数字につきましては、財政担当課長から答弁させますが、過大見積りではなかったかというふうなご指摘でございますが、ある意味予算上我々としても適正な中での予算計上をしたということでございまして、執行のほうにつきましてもまさしく全ての事業についてはしっかりと執行してきたということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 歳計剰余金が多額に上ったという背景には、繰り越し事業で繰り越し財源として26年度に送った現金でございますし、それと復興事業を進める上で復興交付金から多額の基金を一般会計に繰り入れている環境がございます。昨日、補正予算でご決定いただきましたけれども、例えば復興交付金は25年度中に現金的には約5億余計に繰り入れてしまっていたという結果がございました。それだけ事業の精算が年度末まで出納整理期まで及んだということで、なかなか予算に戻すことができなかつたんですけれども、そういった歳計剰余金の中の真水の部分が実際は少なかったということもございまして、多額の不用額と歳計剰余金が生じたということでございまして、事業につきましてはきちんと計画どおりは進んでいるということは町長答弁で申し上げたとおりでございますので、決して不明朗なその会計処理をしていたということではございませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 5億ほどのそのものが不用額に含まれておったというようなことでござ

いますが、不用額が多ければ多いほど、痛くもない腹を探られるわけでございますので、これからますますその集中復興期間が終わりに近づけば近づくほど事業をスピードアップさせていかなければならないわけでございますので、25年のその決算をもとに来年度復興事業を加速していくように予算の執行を進めていただきたいと思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 25年度の決算ということで、概要説明書11ページにわたって大変立派な報告書、説明書がうたわれております。これは町長としては住民の社会福祉の向上、そしてまた生命と財産を守るというのが町長の大きな仕事でありますし、それに向けてやってこられたのかなという思いはいたしますが、残念ながらまだまだ足りてはいないのではないかなという感じをいたしまして、質問するわけであります。

町長、国の主権というものをご存じかと思えます。国家の主権ですね。例えば、中国船が日本の海域に入ってきた際に、すぐに出ていきなさいということで海上保安部あるいは防衛庁の船が行くわけです。それは国家の主権を侵されているということでそういった行動に出る。それから、どこかの国の飛行機が日本の領空内に来たときには、すぐさまスクランブルを発進して、それを警戒する。出ていけという行動をとる。これもやはり日本国家の主権を侵害されているからこそ、そういった行動に出るわけです。

さて、日本国憲法の中で、我が南三陸町も地方公共団体という位置づけで町が形成されているわけです。地方公共団体、宮城県もそうありますが、そこで宮城県は県の主権、権利といえますか、権限といえますか、があります。また、我が町にもそういった主権、権限、権利というものがあります。その中で、私が言おうとしていることは、一般質問ちょっと時間がなくなったものですから踏み込んだ質問ができなかったわけです。この防災庁舎の解体について、我が町の主権を宮城県が侵そうとしている。侵している。侵害している。私はそう解釈をしています。そのとき、町長はすぐさまスクランブルをかけなきゃならない。私はそう思いますよ。どのようなスクランブルをかけて現在に至っておるのか。それをお聞かせいただきたい。

町長として、その町の権利、権限、主権というものを守らなければならない立場の役職であります。町民の生命、財産を守る。それと同様に、町の主権というものを守らなければならない。私は守られていないのではないかとそう思います。

次に、原子力災害、UPZ関係です。これはもう25年度にそういった国のほうからの達しが来ましてね、本来はすぐさまやらなければならないと。これまでも何度かその件に関して質

問したところ、町長答弁では町1町、我が町単独でのやれるものではないと。関係町村、それから県が中に入って調整していくんだということで、ずっときょうまで来た。きのう夕方、NHK見ていましたら、定例記者会見なのかわかりませんが、知事の記者会見が放送されて、このUPZに関係しては、関係する町が避難をする市町村にアプローチをかけなければならないと。アプローチをするんだと。そうして、そこで調整とれない、うまくいかない場合には県が関与して調整していくんだという話をはっきりとっております。

さてさて、町長の話と県知事の話、全く違うなという感じを受けましたのでね。どこの町に今までアプローチをかけて、どういう問題があつてうまくいかなかったのか。そのうまくいかないときには県が調整役に入りますよという発言をテレビを通じて言っているんです、知事が。町長の話は先ほど言いましたように、町単独で解決するべきものではないから、県も中に入れてもらって最初にやってもらうんだみたいな話だったのね。一体どっちが本当なのか。どういうふうにしていくのか、今後。その1日たりとも時間を置くような問題では私はないと思っているんです。いつ何ときどうなるかわからない時期に、何か人ごとのように県が中に入らなきゃいけないから時間がかかるんだとか何とかってね、何を考えているのかなと。それが町民の生命と財産を守るあなたの役職、仕事が果たされていないんじゃないかと、私はそう思いますよ。その辺、どう考えているのか。

3つ目、前者、医師招聘の話をしておりました。私もこの医師不足の関係について一般質問等々これまでも何度もやってまいりました。町長はその都度、いや、近いうちに宮城県が医学部を創設になるから、そうなれば医師不足の解消になるという話をずっと言ってきた。私もそれを期待しておった。皆さんご存じのとおり、宮城県が手を挙げた。外された。東北薬科大学ですか、医学部でね、そちらがやると。さて、今度は何て言ってその延ばすおつもりなんですか、医師招聘をできない理由づけとして。宮城県が医学部創設ができなくなったんですから、何という話をして医師招聘ができない理由づけを持ってくるのか。理由づけをするのか。私は不思議でならない。期待していますよ、逆に。どんな話でやるんだろうなど。じゃ、今度は何ですか。22日に東北大のプレゼンがあるす。プレゼンがあつてうまくいけばいいですけどもね。25年度中に何をやってきたかと。医師招聘のためにあなたは。何もやってこなかった、私はそう思っていますよ。それも住民の生命と財産を守るあなたの仕事、していない。私はそう思っています。その辺3つ、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 3点のご質問ですので、順次お答えをさせていただきますが、1点目の

問題でございますが、これは再三再四、私三浦委員のご質問にお答えをしておりますが、基本的には侵害されているというふうに認識はしてございません。基本的には今回の一連の流れにつきましては、宮城県としての震災遺構について俯瞰的な形の中でありようを検討するというところでございますので、町としてもそれについては前からお話ししていただきますように、県内15の市と町があります。その中でトータル的にその問題について県として取り組みたいということですので、それについて町としてもそれは了解をいたしましたということで、再三の答弁になりますが、そういうことでございますので、あえてその主権が守られていないとか、そういう問題を振りかざす問題ではないと私は思っております。

2点目、UPZの関係でございますが、知事がどういうお話をしたかということですが、ちょっと私認識をしてございませんが、基本的には5市町、UPZの5市町の会議で県の関与ということについては明確にお話をしておりますので、多分私だけではなくて5つの市と町、それから石巻と女川についても同様の認識を持っているというふうに思っております。知事のどういう見解でお話ししたかというのは、正直申し上げまして私としてはちょっと理解できないというふうに思っております。いずれこの件については、危機管理課長のほうからもその辺の動向についてちょっとお話をさせていただきたいというふうに思います。

それから、3点目、医師の問題ですが、大変厳しい状況であるということについては従来からお話をしているとおりでございます。なかなか町1つの自治体でこの先生が欲しい、この先生が欲しいと言ってもなかなかそういう環境にないというのは、これはもうある意味東北地方において、特に被災地においてはそういう状況が大変厳しいことが認識を皆さんしていらっしゃるわけでございますので、町としてもできる限りのことということでやってまいりましたし、民間の法人あるいは大学含めてお話し合いをしてきましたが、残念ながらいい結果を得ることができないでこの時期まで来ているということについては間違いない事実だというふうに思いますが、いずれこれからも新病院の開業までに何とかその目的を達したいということでの取り組みは今後とも続けていきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） それでは、私のほうからUPZの関係でちょっとお話をしたいと思っております。

町のほうでも避難計画を現在検討している段階で、避難先ということでいろいろ検討した経過があります。それで、登米市さんのほうにお願いしたいということで、いろいろちょっと県を通じましてお話しした経過はあるんですが、登米市さんのほうでもなかなか登米市の避

難計画のほうがその計画ができないうちに、当町あるいは石巻さんから登米市に一応の計画されているようですが、なかなか登米市さんでもすぐ受け入れということについてはちょっと懸念があるというようなお話がありまして、現在県のほうにも中に入っただきまして、いろいろ交渉をお願いしている状況であります。

今後、その状況を見ながら、避難先あるいは避難施設、この辺につきまして調整をしていきたいというように考えております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 町の主権、権限、権利に侵害されていないと思うと、そういうお話でありました。いやあ、私はね、町の財産、町の土地、建物、町の財産、権利ですよ。権利、権限。それにこうする、ああするというようなことが、宮城県ができるのかということですよ。町は再三言うようですが、これを解体するということを決めたんですから。それをどうするかということに介入できるのかなという、私は侵害されていると思いますよ。そうじゃないですか。町の財産ですから。その決定しているんですから、町長が。そう思いませんか。

昨年の改選前ですか、宮城県議会の震災特別委員会かな、という委員会が2年続けて我が町にその実態調査といいますか、状況調査に参りました。私、議運の委員長をしていましたので、代表で質問を何項目かにわたってさせていただきまして、最後にこの防災庁舎の解体について質問いたしました。一体どうなるんでしょうねというお話をさせていただきました。そのときは町長何かの会議で中座したんですね。副町長、たしかいたかな。お聞きになっていたかと思うんですがね、そのほかの担当課長も聞いていると。そのときの一県議の先生から返ってきた言葉、一般質問でもやったと、知事に対してね。県議会の先生が。自治法上抵触しているんじゃないかと。自治法上。そういう質問をしまして。答弁の内容をいろいろ話されまして、最後にその先生が発した言葉は「知事何考えているんだか、私にもわかりません」という言葉で終わりました。

あれからずっとこの県議の先生何を言わんとしているのかなということで考えておった。知事言葉に対して何を考えているのか私にもわからないという言葉で終わっていますのでね。ずっと考えておったんですが、この私なりに最近解釈したのは、これは知事がどうあっても、おたくの町長がはっきりと物を申さなければならないんじゃないですかという意味を含めての話かなというふうに捉え、解釈を最近しております。やはり主権、権利のある町の町長が物を申さなければいけないということも含めて言った内容なのかなというふうに解釈しております。私ども町、憲法に定められておる地方公共団体、その中での権限、権利、主権、

何人にも侵されてはならないというふうに思いますし、町長はその辺はどういうふうに考えているのか。

南三陸町、宮城県の出先機関じゃないですよ。私はそう思いますよ。何か話を聞くと、全てが宮城県が言ったことをやらなければならないような認識でいるような、答弁からするとですよ、そんな最近思いをしているんですよ。私は侵害されていると思いますよ。毎日スクランブルを発進しなけりゃならないと思っていますよ、この件に関しては。

2つ目、UPZ、昨夜6時45分からのNHKだったかと思うんですね。相撲が終わってのチャンネル変えなかったから。それで、宮城県内版でね、先ほど私が言いましたように、避難をする町は避難をする市町村へアプローチを最初にするんだと。そして、それが調整つかないときには県がその調整役関与していくんだと、はっきり申しておられます。ですから、町長、あなたがいつも言っている最初から県と話し合いをしながら進めていくんだという話とは全く違うなという感じいたしましたのでね。その辺、県のほうから確認してください、では。知事のほうから。何語ったのっしょと、困っぺっちゃやと。私はこう語っているんだよと、話違うべっちゃやということを言ってください。

それから、総括ですから課長からの答弁を求めるつもりはないんですが、お話をされたので、すると登米市にまずアプローチをしたみたいな感じは受けたんです。登米市もUPZの圏内に入っている市なんですよ。客観的な物の考え方として、その町もどこかに逃げなきゃならないというところに、我々が逃げたいと言ったって、「うん」と語りますかや、普通。その辺がずれているというか、私には理解できないことですね。

例えば、例えばですよ、我が南三陸町で30キロ圏内という戸倉地区から大久保、林ですかね。30キロ圏内。志津川エリア、歌津地区はない。志津川というか、こちらのほうは。そのときに、女川から「いやあ、南三陸町さ逃げたいんだけど、どうだべ」と語られたとき、私たちは「はい、どうぞ」と言えますか。自分たちがまだ逃げるところも決まっていないのに、よそから受け入れるなんていうことはとんでもないですよ。それと同じことをやっているんですよ、あなたたちは。登米市にお願いしたというのは。不思議でならない、やることがね。そんなこと話を聞いて、住民が納得すると思いますかねえ。いやいや、不思議なことだね。

それから、その医師の招聘、いろんなことをやってきたと。いろんなことというのは、インターネットでなんでしょう、探してやったり何とかということでしょう。そんなのはもう4年も5年も前からの話ですよ。その結果というのが全然あらわれていないから言っているの

であってね。私が言っているのは、町長としてこの町のトップとして、医師招聘、医師不足という認識をどこまで持っているのかなど。口ではいろんなことを言っていますよ。口では。しかし、あなたの行動を見ると、本当に心配しているというか、重く受けとめているというか、そんな感じを受けられないんですよね。毎回同じ答弁。今までも何年も前からもう合併当時からですよ。パソコンでインターネットで募集かけたり、探しているとか何とかって。私が一般質問のとき、あなたが直接足を運んでいろんなところをお願いしなければ、この問題は解決しないんじゃないですかということを再三言ってきたの。でも、その気はない。もう少し真剣に取り組んでもらって、この住民の不安を解消していただきたい。そう思いますよ。いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） U P Z の関係でございますが、登米市も一部に入っている。しかしながら、登米市はご案内のとおり 9 町合併ということでございますので、ある意味登米市自身の問題もありますが、そういったある意味 9 町合併ということで、南三陸町の受け入れるキャパということについてはあるんだろうということでの登米市へのアプローチということでございますが、残念ながらまだ登米市としても登米市民の皆さん方の理解を得られないということでございますので、現在に至っているということでございますので、その辺はひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、透析の関係でございますが、ご承知のように以前志津川病院に透析の科がありました。残念ながら、前のときに先生が撤退をするということで、志津川病院で透析の治療ができないということで、大変な大騒ぎになったという経緯がございました。その後、高橋久先生にお願いをさせていただいて、うちの町においでをいただいて開業をしてもらったという経緯があります。それが今回の東日本大震災で病院が壊滅ということになりました。久先生にも何とか町のほうの病院が建てますので、そちらで開業という手もありますからいかがですかというお話をしましたが、残念ながらご高齢ということもあって無理だということになりましたし、また、透析の県内の専門でやっております民間の病院ありますが、そちらも幾つか病院ございますので、そちらのほうにもお話をさせていただきましたが、残念ながらそちらもほかに回す余裕はないということでございますので、何も動かないということではなくて、現在のそういう状況にあるというのは、さまざまな手を尽くしたが残念ながら招聘ができかねているという現状でございますので、ご指摘のようにできないということについては結果責任ということになろうかと思いますが、いずれ今後とも我々としては取り組ん

でいきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） U P Zですけれども、主権の問題はね、これ以上あなたに言ったって無理だと今思いました。ただ、言っておきたいのは、南三陸町という町は、どこの市町村もそうですが、独立した町でありますのでね、出先機関じゃないですよ、宮城県の。そこだけはきちっとね、あなたは何ですか、宮城県の出張所長ですか、ここ。あなたは。そうじゃないでしょう。町の町長ですからね。その自分の立場というものをきちっと認識されて職務に当たっていただきたいというふうに思いますよ。それが住民のためですから。

U P Zですが、これからいろいろといろんな市町村にアプローチしていくと思うんですがね。9町、これも言ったってまあね、そういうことしか言えないのであればまあ何ですが、南三陸町だって2町が合併しているんですよ。歌津地区に女川とか石巻が避難させてくれたときに、あなたたち「うん」と言うんですか、すぐ。そうでないでしょうということ。その市町村も町も避難をしなきゃならない立場にあるわけですから、それ以外の町にアプローチをしていかなければならないんじゃないかということですよ。まずもって県に云々じゃなく、自分の力で探すと。この町ではこういう問題があるために、なかなか受け入れてもらえないと、そのときに宮城県どうしたらいいでしょうという相談をするんでしょう。やることもやらないで、最初から県の指示に従うとか、そんなんじゃ町民は大変なことになりますよ。そういうふうにしてもらいたい、するべきだというふうに思います。

医師の招聘、来年の何月でしたかね、病院開業。それまではじゃ透析のお医者さんは確保できるんですね。私はそう解釈してよろしいですか。責任持ってやってくださいよ。問題は結果ですから。何をやりました、かにをやりました、どうしました、できません、できなかったです。こういうのはどなたが町長になったっていいことなんですよ。やれることなんですよ。誰でもできる、そんなことは。結果を出さなくてはならない、出すためにこのような努力をしました、やっていますと納得できるような動きをやっていただきたい。

では、開業までにそういったお医者さんの、とにかく政治生命かけてやってもらいたいと思いますよ。政治生命。それぐらいの覚悟でね、町の町長はトップというものをやっていただかないと、衰退するばかりです、町は。私はそう思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにありますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これで総括的質疑を終わります。

お諮りいたします。本11案については議長を除く全員で構成する平成25年度決算審査特別委

員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本11案については議長を除く全員で構成する平成25年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

暫時休憩をいたします。ここで、委員会条例第9条の規定により平成25年度決算審査特別委員会を開催いたしますので、議員の皆様には議員控室へお集まりを願います。再開は11時10分といたします。

午前10時35分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、再開をいたします。

ここでご報告を申し上げます。

ただいま開催されました平成25年度決算審査特別委員会において、委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果について議長に報告がありました。

委員長に山内昇一君、副委員長に佐藤宣明君が選任されましたので、報告いたします。よろしく願いいたします。

お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することとし、平成25年度決算審査特別委員会の終了後、本会議を開き、本日の議事を継続することにしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、平成25年度決算審査特別委員会の終了後、本会議を開き、本日の議事を継続することにしたいと思いを。

本日はこれをもって延会といたします。

午前11時10分 延会